

にいがた園 入所 利用料金表

2022/10/1

基本料金（※1）：要介護認定の結果による					
多床室 (2人・3人・4人部屋)	1日		個室 (1人部屋)	1日	
	1日	30日		1日	30日
要介護1	788	23,640	要介護1	714	21,420
要介護2	836	25,080	要介護2	759	22,770
要介護3	898	26,940	要介護3	821	24,630
要介護4	949	28,470	要介護4	874	26,220
要介護5	1,003	30,090	要介護5	925	27,750

居住費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり					
多床室 (2人・3人・4人部屋)	1日		個室 (1人部屋)	1日	
	1日	30日		1日	30日
第4段階	377	11,310	第4段階	1,668	50,040
第3段階②	370	11,100	第3段階②	1,310	39,300
第3段階①	370	11,100	第3段階①	1,310	39,300
第2段階	370	11,100	第2段階	490	14,700
第1段階	0	0	第1段階	490	14,700

その他の料金			
	1日	30日	備考
日用品費（課税）	110	3,300	おしぼり、エプロン、トイレトペーパーなど
教養娯楽費（課税）	110	3,300	レクリエーション材料、新聞、雑誌など
電気使用料（課税）	55	1,650	電気毛布、テレビ、ラジオなど 1点ごと
理容代	1,900	1回 希望者	（顔そりのみは950円）
美容代	2,000	1回 カット 希望者	
	4,000	1回 髪染め 希望者	カット+カラーの方は5,000円
文書料（課税）	3,300	診断書など医師が記入したもの	
	1,100	入所証明書、医療費控除等証明書など	
行事費	実費		
洗濯料金（課税）	165	1点 希望者	

食費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり			
	1日	30日	
第4段階	1,800	54,000	
第3段階②	1,360	40,800	
第3段階①	650	19,500	
第2段階	390	11,700	
第1段階	300	9,000	

（※1）
介護保険の給付対象単位に10.14円（新潟市の地域区分7級地）を乗じた額の1～3割を負担して頂きます。利用時に『介護保険負担割合証』をご掲示下さい。
高額介護サービス費は世帯の年収などの状況から市町村が決定します。

（※2）
居住費と食費の利用者負担の段階は、世帯の年収などの状況から【第1・2・3・4段階】に分けられます。どの段階に該当するかは市町村が決定します。
【第1・2・3段階】に該当する方には、市町村より『介護保険負担限度額認定証』が交付されますので利用時にご掲示下さい。

加算料金（※1）

加算料金（※1）

加算料金（ホト）		
項目	1日	備考
初期加算	30	入所日から30日間
短期集中 リハビリテーション実施加算	240	入所から3ヶ月以内に集中的（概ね週3回以上）にリハビリを行った場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	240	認知症と判断した利用者に対して、入所から3ヶ月以内に集中的（週3回限度）にリハビリを行った場合
認知症ケア加算	76	認知症専門棟で日常生活自立度Ⅲ以上の高齢者に対しサービスを行った場合
認知症情報提供加算	(回) 350	認知症に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、紹介を行った場合
栄養マネジメント強化加算	11	継続的な個別栄養管理を強化して行った場合
療養食加算	(回) 6	医師の指示に基づく糖尿病食等の療養食を提供した場合
再入所時栄養連携加算	(回) 200	医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合
所定疾患施設療養費Ⅰ	239	肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎に対する投薬、検査、注射、処置等を行った場合（1ヶ月に1回7日以内）
緊急時施設療養費	518	緊急的な治療を行った場合
経口移行加算	28	経管から経口摂取へ移行するための計画を作成し、栄養管理および支援を行った場合
経口維持加算Ⅰ	(月) 400	誤嚥が認められる方に食事の観察及び会議を行い、計画の作成や栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	(月) 100	食事の観察および会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが加わった場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	(月) 90	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に経口ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	(月) 110	歯科衛生士による口腔ケアを実施した場合
外泊時費用	362	外泊した場合、基本料金に代えて加算（1カ月に6日以内）
外泊時費用 （在宅サービス利用）	800	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合
ターミナルケア加算	1,650	死亡日
	820	死亡日以前2日又は3日
	160	死亡日以前4日以上30日以下
	80	死亡日以前31日以上45日以下
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が35%以上である場合

加算料金（ホト）		
入所前後訪問指導加算Ⅰ	(回) 450	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画等の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	(回) 480	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画等の決定を行い、生活機能の改善目標および退所後の生活の支援計画を定めた場合
入退所前連携加算Ⅰ	(回) 600	入所前後に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針や調整を行った場合
施行的退所時指導加算	(回) 400	退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	(回) 500	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ	100	施設医師とかかりつけ医師が連携し、評価、情報提供を行った場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	(月) 3	褥瘡発生リスクのある方の褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施、状態を記録した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	(月) 13	褥瘡発生リスクのある方が褥瘡なく経過、もしくは褥瘡があった方が治療後に再発がないことを評価し、褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施、状態を記録した場合
排せつ支援加算Ⅰ	(月) 10	排泄に介護を要する方に、支援計画を作成し継続して支援した場合
排せつ支援加算Ⅱ	(月) 15	紙パンツやオムツから布オムツへと移行し、支援計画を作成し継続して支援した場合
自立支援促進加算	(月) 300	自立支援に必要な医学的評価を行い、支援計画を策定、実施した場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	(月) 40	心身の状況等の情報を提出し、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ	(月) 60	心身の状況、疾病状況、服薬情報等の情報を提出し、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合
安全対策体制加算	20	研修を受けた担当者が配置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合
リハビリマネジメント計画書情報加算	(月) 33	リハ計画書の情報を提出し、リハの有効な実施のために情報を活用している場合
地域連携診療計画情報提供加算	300	地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れた場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	34	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が整備されている場合
夜勤職員配置加算	24	夜勤時間帯に介護・看護職員を5名以上配置している場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	「基本料金」及び「加算料金」で算定された3.9%	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	「基本料金」及び「加算料金」で算定された2.1%	
介護職員等 ベースアップ等支援加算	「基本料金」及び「加算料金」で算定された0.8%	

(※1)

介護保険の給付対象単体に10.14円（新潟市の地域区分7級地）を乗じた額の1～3割を負担して頂きます。利用時に『介護保険負担割合証』をご掲示下さい。高額介護サービス費は世帯の年収などの状況から市町村が決定します。